



生食発 0926 第 2 号
平成 28 年 9 月 26 日

各

都道府県知事
保健所設置市長
特別区長

 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部長
(公印省略)

食品衛生法施行規則の一部を改正する省令及び食品、
添加物等の規格基準の一部を改正する件について

食品衛生法施行規則の一部を改正する省令（平成 28 年厚生労働省令第 150 号）及び食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（平成 28 年厚生労働省告示第 349 号）が本日公布され、これにより食品衛生法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 23 号。以下「省令」という。）及び食品、添加物等の規格基準（昭和 34 年厚生省告示第 370 号。以下「告示」という。）の一部が改正されたところですが、改正の概要等は下記のとおりですので、その運用に遺憾のないよう配慮願います。

また、当該改正の概要等につき、関係者への周知方願います。

記

第 1 改正の概要

1 省令関係

食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号。以下「法」という。）第 10 条の規定に基づき、亜セレン酸ナトリウムを省令別表第 1 に追加したこと。

2 告示関係

- (1) 法第 11 条第 1 項の規定に基づき、亜セレン酸ナトリウムの成分規格を設定し、それに伴う所要の改正を行ったこと。また、同項の規定に基づき、亜セレン酸ナトリウムの使用基準を設定したこと。
- (2) 法第 11 条第 1 項の規定に基づき、アスパラギナーゼの成分規格を改正し、それに伴う所要の改正を行ったこと。

第 2 適用期日

1 省令関係

公布日から施行されるものであること。

2 告示関係

公布日から適用されるものであること。

第3 運用上の注意

使用基準関係

- (1) 亜セレン酸ナトリウムの使用基準として、厚生労働大臣の承認を受けた調製粉乳を除き、母乳代替食品 100kcal 当たりの亜セレン酸ナトリウムの含有量がセレンとして $5.5 \mu\text{g}$ 以下でなければならない旨の基準を設定したこと。
- (2) アスパラギナーゼ及び亜セレン酸ナトリウムの使用に当たっては、適切な製造工程管理を行い、食品中で目的とする効果を得る上で必要とされる量を超えないものとする。